

監 査 報 告 書

学校法人 宮 崎 学 園
理事長 宮 崎 安 弘 殿

令和 7 年 5 月 21 日
学校法人 宮 崎 学 園

監事 勝田 裕志



監事 福地 智之



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 21 日、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の学校法人宮崎学園に係る業務および財産の状況について監査を行ったので、次のとおり報告します。

1. 監査の方法と概要

- （1） 監査業務については、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、関係部署において業務および財産の状況を調査し、必要と思われる監査方法により業務執行の妥当性について監査した。
- （2） 会計監査については、予算計算書を参考に、収支について関係帳簿および証拠書類の閲覧突合するなど、必要と思われる監査手続きにより、計算書類の正当性について監査した。

2. 監査の結果

監査の結果、学校法人の業務および財産に関する不正な行為または法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財産目録、貸借対照表および収支計算書は学校法人の財政状態および経営状況を、事業報告書は学校法人の現況を法令若しくは寄付行為に遵い正しく示していることを認めます。

以上のとおり監査報告いたします。